

平成22年度第2回石狩浜海浜植物保護センター運営委員会

日時:平成22年9月16日(木)14時～16時30分

会場:石狩浜海浜植物保護センター

出席:安田秀子(会長)、石川 治、今中建男(途中退席)、松島肇(途中退席)、萬谷優子、渡邊千秋

事務局:有田英之(センター長)、内藤華子

傍聴者:なし

資料:2010年石狩海岸砂丘草原車両走行調査状況

ふるさと海辺フォーラム報告書

銭函風力開発建設事業に関わる環境影響評価書案—概要版—

会議録

1. 海浜地現地視察と効果の検証、今後の保全のすすめ方について

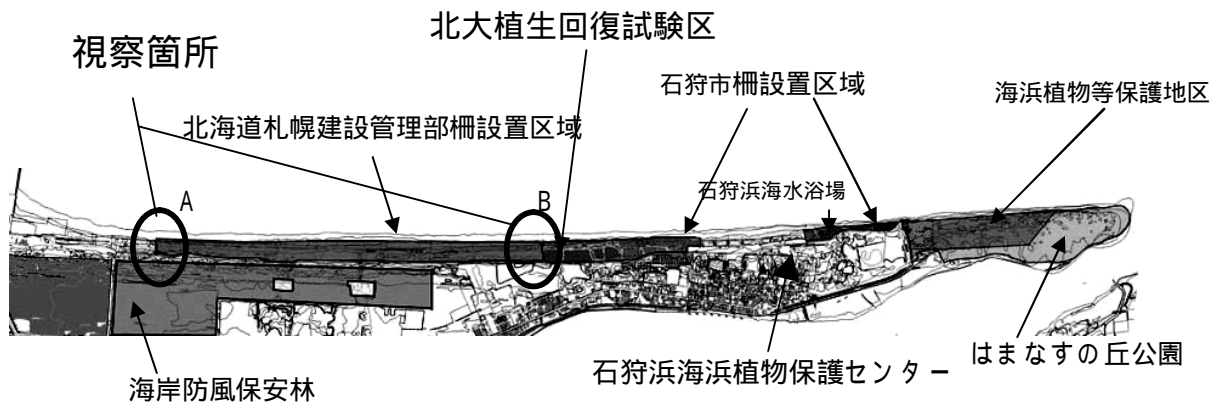
<現地視察>

石狩浜車乗り入れ防止柵設置区域のうち、北海道札幌建設管理部柵設置区域南西端(下図A)、北海道札幌建設管理部柵設置区域と石狩市柵設置区域の境界(下図B)と、北海道大学の植生回復試験区を視察。

北海道札幌建設管理部柵設置区域南西端(下図A)では、ワイヤーロープ・単管による柵の補強にも関わらず、海側の補強していない箇所をロープを切断して侵入している跡が確認された。

北海道札幌建設管理部柵設置区域の北東端(下図B左側)でも、バギー車走行の車輪跡を確認し、砂丘崩壊地(クレーター)が拡大している様子も確認した。

石狩市柵設置区域(下図B右側)では、視察箇所については侵入の形跡は確認されなかった。



<会議>

松島 2010年石狩海岸砂丘草原車両走行調査状況(資料)について説明する。2008年からの車走行状況調査の結果を、資料裏面グラフにまとめた。site1は札幌建設管理部柵設置管理箇所の北東端(上図B左方)で、カウンターを設置してから今年で3年目。ただし、カウンターの設置場所の手前で車両がUターンして、実際の走行状況を把握しきれていない可能性が高い。そこで、札幌建設管理部柵設置管理箇所の南西端(上図A)に今年新たに設置し、site2とした。

site1は、グラフからは年々減少の傾向が見られるが、天候、柵の補強などが原因かどうかは、はっきりしない。来年の調査も含めて考えていきたい。24台/年程度の走行台数だと、若干植生回復の傾向

が見られる。

site 2 は、今年から設置した箇所。多い日で 1 日 60 回カウントされた。9 月 5 日までで 706 台走行とカウントされており、site 1 と比べると 30 倍の走行圧。

植生回復試験区について、植生の回復率（周囲の走行圧がかかっていない箇所の植生の面積×高さを 100 としたときの割合）は、植生消失した平坦地では昨年秋で 62%。今年調査すれば 80%以上になっていると思う。砂を埋め戻した区域では昨年まではほとんど回復していなかったが、今年は砂の移動が安定してきて、回復しつつある印象。全体としては、回復に 5 年程度有するのではないか、という結果が予想されてきた。

内藤 一日に 60 台の走行をカウントしたという結果だが、実際同じ車の走行はどの程度あるのか。

松島 モニタービデオを設置したところ、1 時間に 13 台の走行を確認した。これから考えると、10 数台が何往復かしていることが推測される。

有田 植生区域外の走行では、平日一度に 30～40 台の走行を確認した日もあった。

渡辺 植生は 100%に回復するのか。

松島 今回の調査箇所は砂の動きの多いハマニンニク -コウボウムギ帯。回復率は 100%近くになると思う。ただ、ハマナス帯は 10 年以上経過しても 100%には回復していない調査結果もある。ハマナス帯に関しては、数十年という時間がかかると思う。

ただ、現在の状況は、昔を知る人によると、ススキが増えた状況にあるようだ。はたして、現状の通りに回復していいのか、という問題もある。植生保護をしても、ススキ野原になる可能性もある。

以前、除雪車が道路脇の植生を削ってしまったが、回復した植生は現状のススキがなくなり、ハマナスで、返って景観がよくなったということもあった。小清水原生花園では野焼きにより手を入れ、ある程度の攪乱をして、攪乱に強い海浜植物が優占する景観を維持している事例もある。自然草原という手つかずの状態で残すのがいいのか、小清水のように手を入れながら維持管理していくのがいいのか、といったように、どのような状態で保全するのか、目標を設定する必要がある。

安田 将来どうするのか考えていかなければいけない状況にあると思う。

有田 仮に保護して人の手が入らない状況にすると、ススキ野原になる可能性がある。今の段階としてはバギー車による植生の破壊から守っても、20 年 30 年先にはどうなるのか、ということも見極めながら考えていかなければならない。どのような自然の状態を目指すのか、石狩浜は一切手をつけない場所でもいいのか。行政としては市民とのコンセンサスで、みなが理解した状態で、判断し基準を設定していくことになる。

（松島委員退席）

2. ふるさと海辺フォーラムについて

内藤 報告書は、8月中旬に発行し、インターネット上でダウンロードできる形にしているとともに、参加団体へ印刷したものを送付した。通信はまぼうふうでも、まとめた記事を掲載した。

有田 今後については、石狩での開催は今年度限り。名取の大橋さんから来年度名取で開催というコメントもあったが、未定。一般参加者が少なかった感がある。一般的に興味を持っている人が少ない特殊なテーマだったためか、遠いという場所の問題か。

石川 栽培のテーマが多く、海浜地の保全をテーマにしたフォーラムにおいては、違和感を感じた。

安田 フォーラムを最終的に取りまとめる宣言のようなもの、共通に掲げる目標などがあるべきだった。名取ハマボウフウの会の大橋会長からは、10月に名古屋で開催するCOP10（生物多様性条約締約国会議）に向けた発信を、というコメントもあったが、これについてはどのように考えているのか。

有田 準備段階から、共同宣言やCOP10への発信という具体的目標を定めておく必要があり、フォーラムの場で提案があってもその場での対応は難しい。報告書や通信誌に、まとめたものを掲載している。

萬谷 海浜の自然が日本中どこにでもあるという気持ちでいたが、生き物のつながりで成り立っていてとても貴重なものであることがフォーラムを通してわかり、面白かった。

安田 今後継続して開催していく必要があると思う。

有田 今後は、若手研究者や業者等含めた集まりに参加するなどして輪を広げていき、将来的には、専門家やNPOも交えた情報交換や学習の場が育っていけばよいと思う。

萬谷 自然は変化していくもので、どのような状態を良しとするか、基準がわからない。

有田 行政の立場からすると、その時その時で、市民とのコンセンサスを得ながら対策を進めていくことになる。場所によっては一切手をつけないという判断をする場所もあるだろうが、石狩浜のように都市に近いところはある程度人の手を入れながら利用していく、という考え方もある。その時の人たちが考えていくことだと思う。

萬谷 現状がどのような自然の状態にあるのか、みなが理解した段階でどのようにしていくか目標を立てるべき。

石川 自然に任せてもいいとはいえ、人間活動が意図しない方向で自然に影響を及ぼしているのは否めない。であれば、今年に関して言えば、COP10（生物多様性条約締約国会議）にちなんで、生物多様性が失われる方向への自然の変化は留めるという考え方で目標を立てることなどが必要になるのかもしれない。ススキがますます増えたら種の多様性も失われる可能性もあるように感じる。

有田 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域が道内に何箇所もあり（十勝川源流部など）人の立ち入りを一切禁止しているが、自然保護の方法には法律では何段階がある。自然環境保全法が一番厳しい法律、次に北海道自然環境等保全条例。これらは利用を制限し、自然保護を第一とする。一方、自然公園法は、国立公園国定公園など、利用しながら守るという法体系。ただし、国立公園の中でも特別保護地域などでは利用も制限されている。そのほか海岸法の中にも自然を守る条項があり、また、市町村条例も用いることができる。海岸保全区域という海岸法の網がかかっているが、現在の石狩海岸のような未規制地域は、植生保護という面からは規制がかかっていない。

どの法令を用いるかで、利用、保全のしかたが変わってくる。法令指定することで、できなくなることもでてくる。石狩浜の場合は、海水浴場に近接し、サーフィン、バギー、水上バイクも利用。こういった利用形態のエリアをどのような規制の方法を用いるか。

関係機関が集まり、行政が規制をする方向で検討に入ったとき、どういう規制をするかが議論になる。保護の段階をどこに設けるか、立ち入りを禁止する地域にするか、どこまで立ち入りを可能にするのかなど、難しい課題である。

法令指定などの規制を進めていく場合、5年、10年はかかる。石狩浜については20年近くやってきて、20年でようやくここまで来たというのか、まだこの程度というのか、意見は分かれるところと思うが。

結局、石狩浜の保全に向けてどのような利用規制の方法をとるのか。どのような法令をあてはめるのかで、規制の中身が違ってきることにも念頭において、法令での利用規制を検討していくことになる。

3. 平成23年度事業について

有田 基本的には、今年度事業をベースに実施する。フォーラムのような年度を限った事業あれば提案を。

今中 車乗り入れ防止柵の侵入箇所を補修する必要がある。

有田 今やっている箇所については、破損すれば補修する。崖状になった箇所は物理的に入れないし、道路側は侵入されないので、補修は軽度でよいが、海側のスロープ状の箇所は見た目にも入れないような対策が必要。メリハリをつけて実施する。

北海道管理エリアの方が、海側に20か所も侵入箇所があり、侵入が多い。先日（8/31）に開催した石狩浜環境保全連絡会議では、車乗り入れ防止柵と車の侵入状況を現地視察し、現状を確認した。来年度、柵を強化するのか、スロープ状の侵入箇所をすべてワイヤーロープでふさぐのかなど、検討課題。今年から、北海道の自然環境部局（石狩振興局環境生活課）がメンバーに加わった。（これまでは、石狩市として当センター、ごみ対策部局、環境部局、道路管理部局、北海道札幌建設管理部、森林管理署、新港管理組合）法令規制についてもあわせて検討課題となっている。これまでは、市の条例と、海岸法とで、規制の方法を考えなければならなかったが、道の自然保護部局が加わることで、北海道自然環境保全条例、道自然公園条例等を用いた規制の方法も検討できるようになった。

自然を利用しながら守るのは難しい。法令指定の場合、ゾーニングを細切れにすることはできない。ある程度まとまった面積で指定することになる。現行の石狩川河口海浜植物等保護条例も地域限定の条例なので、そのまま他地域に用いることはできない。

石川　　はまなすの丘公園 46ha のうち、16.5ha は海浜植物保護区に指定されているが、それ以外は、指定されていない。それでも植生への立ち入りを規制できるのはなぜか。

有田　　市都市公園条例の都市公園に指定、保護地区と同様の規制をしている。平成 20 年以降は、保護区も含める形で、46ha 全域を都市公園指定している。

都市公園は都市公園法という上位法があり、都市公園法の枠の中で市町村が指定。海浜植物等保護地区については、上位法がないので、市町村の権限で指定できる。

安田　　未規制区域を都市公園にすることも可能か。

有田　　検討はできるが、すでに利用の多い地域なので、はまなすの丘と同じような規制はできない。バギー車走行はだめだが人の立ち入りは認めるといふ法令はない。現行法令のいずれかを適用してその枠に合った利用の仕方をするか。また、今まで自由に利用されていた地域を立ち入り禁止にする合理的理由が必要、利用者に対する説明が必要など手続きが出てくる。

最良なのは、自主規制で植生が守られること。自主規制により当初よりは走行車は減ってきたが、まだ侵入する車両もあり、100%は締め出し出来ない状況にある。

(今中委員退席)

安田　　啓蒙の余地はまだあると考える。海浜環境の大切さを伝える長期にわたるシリーズの学習会、あるいは宿泊型の学習会の開催を提案する。教育委員会と協力、連携する必要があるが。

萬谷　　小樽、札幌等周辺地域の博物館などとも連携して、PR・募集をしてはどうか。

有田　　長期にわたるシリーズは可能と思うが、宿泊型は難しい。プログラムを作り、その中の可能な部分から行うなどしてはどうか。予算の関係もあるので、早めに企画書をお持ちいただければと思う。

石川　　自分のペースで石狩浜を歩き、漂着物など発見を楽しんでいる。こういった楽しみを紹介することで、石狩浜を楽しむ方法を紹介したい。それから、GPS を持って歩くことで石狩川河口砂嘴先端部の地形の季節変化を押さえているので、これらの情報も今後展示の中などで紹介していきたい。

有田　　銭函風力開発建設事業に関わる環境影響評価書案の縦覧を市役所を縦覧場所として 9/10 ~ 10/12 まで行われている。意見があれば、意見書として提出していただきたい。

次回は 11 月開催予定。中間報告と来年度の具体的事業についてを議題にする予定。

以上

確認しました。

平成 22 年 10 月 13 日

石狩海浜植物保護センター運営委員会

会長 安田秀子